

認定成年後見人ネットワーク

クローバーNews

2020年度における成年後見関連研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催を中止せざるを得なくなりましたが、精神保健福祉士が成年後見制度に携わる意義や「クローバー」の現状をお伝えし、成年後見制度に関わる機会の提供として、11月28日にオンラインによる動画配信を行いました。今号では、第1回目「ソーシャルワークと成年後見制度」を視聴されたお二人からの報告をご紹介します。

「第1回 ソーシャルワークと成年後見制度(入門編)」を視聴して

宇津木 洋美／福島県支部

補助を受任し、被補助人とどのような関係を構築すればよいのか、不安なところへの受講、とても幸運でした。

クローバー運営委員会副委員長でもある講師の齋藤敏靖氏による「精神障害者への支援は、専門的知識をもつ精神保健福祉士が最適である」との説明には大いに勇気を得ました。また、支援者は意思決定支援をする際、パターンリズムから、つい許されない誘導をしているのではないかなどの耳の痛いお話もありました。今後、補助人として、意思決定が困難な被補助人への対応をどうすればいいのかなど、不安なことばかりですが、可視化し、関係者とチームで支援する「意思決定支援見える化シート」作成スキルを、詳しく学びたいと思いました。

同じく、クローバー運営委員で講師の浅沼尚子氏からは、開業の現状を包み隠さずお話いただき、また、事例としてあげられた高齢者のケースでは、周囲では後見人を選任するのが最適と判断するが、ご本人の意思を尊重し、エンディングノートを作成していくことで少しずつ心を開いてくださった過程はとても参考になりました。

現在、クローバー登録者数は協会構成員数のわずか2%。とても残念で、専門性の活用を願うばかりです。

最後に、この度の研修を受講できたこと深く感謝いたします。

前田 啓介／山梨県支部

「Shared Decision Making(SDM)」

訳すと協働意思決定でしょうか。齋藤敏靖氏の講義内容の一部です。医療分野から出現した言葉のようですが、精神保健福祉士として「クライアントの自己決定を尊重し、自己実現に向けて支援する」倫理原則に基づいた、相談支援の本質が垣間見えるフレーズだと感銘を受けました。これはソーシャルワークと代理決定の境界でモヤモヤしていた愚考を見事にパラダイムシフトさせてくれました。

意思決定支援は、クライアント自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くし、支援者自身の判断を省みる。ここまではソーシャルワーク実践そのものだと思います。その上でクライアント自身の価値観から導かれた代理決定を行うことは、このソーシャルワーク実践の延長線上にある支援だと私なりに解釈しました。

SDMを精神保健福祉士が実践することは、講師の浅沼尚子氏が仰っていた「精神保健福祉士が“専門職”後見人と認知される」ための実績となることでしょう。

最後に、コロナ禍で各研修が開催されず、自己研鑽・反省する術が減少していた中、オンライン会議ツールを活用することで、日頃の仕事を省みる機会を創っていただけたことに感謝いたします。

ミニ・コラム

皆さまからお問い合わせが多い、後見等開始の「審判日」「審判確定日」について2回に分けて連載いたします。

第1回目は「審判日」について解説します。

「審判日とは？」

後見等開始の審判申立事件に限らず、家庭裁判所が取り扱う事件は、裁判官が当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官が行った調査の結果等種々の資料に基づいて判断し決定します。この決定を審判といい、審判がおこなわれた日を「審判日」といいます。後見等開始の審判申立事件は、公益に関するため、家庭裁判所が国家的な立場から関与するものです。これらは一般に当事者が対立して争う性質の事件ではないことから、調停などの当事者間の合意による解決は考えられず、専ら審判のみによって扱われます。家庭裁判所は、後見等開始の審判をした際には、当事者や利害関係参加人・成年後見人らに告知する必要があります。家庭裁判所による告知は、通常は後見開始等の審判書の謄本を特別送達にて送付する方法をとります。家庭裁判所による後見等開始の審判(一審)に不服があるときは、即時抗告することにより、高等裁判所に再審理(二審)をしてもらうこともできます。抗告権者は、本人や4親等内の親族等です。後見開始の審判の抗告ができる期間(2週間)は、成年後見人に選任される者に告知があった日を起点に進行します。一方で、保佐及び補助開始の審判の抗告ができる期間(2週間)は、本人に告知があった日及び保佐人、もしくは補助人に選任される者に告知があった日のうち、最も遅い日を起点に進行します。起点は「審判日」ではなく、告知日(審判書の謄本が送達され知った日)になっていることに注意が必要です。ちなみに、後見人等の選任の審判は抗告が認められていませんので、一審で確定となります。

次号では「審判確定日」について解説します。

(文責：安部 裕一／クローバー運営委員)

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2020年11月30日登録者 **226名**

ブロック	人数	都道府県支部内(※)
北海道ブロック	7	北海道7
東北ブロック	14	青森1、岩手2、宮城5、 秋田1、山形2、福島3
関東・甲信越 ブロック	93	栃木3、群馬1、埼玉16、 千葉8、東京41、 神奈川17、山梨4、長野3
東海・北陸ブロック	26	岐阜3、静岡8、愛知14、 三重1
近畿ブロック	20	京都2、大阪7、兵庫8、 和歌山3
中国ブロック	12	鳥取1、島根1、岡山4、 広島4、山口2
四国ブロック	10	徳島2、愛媛6、高知2
九州・沖縄ブロック	44	福岡18、長崎3、熊本8、 大分3、宮崎1、鹿児島2、 沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2020年11月30日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **378件**

※クローバー開始時(2009年度)からの総数

内、正式受任 218件	
受任中 158件	受任終了 60件
北海道3、青森1、岩手1、宮城6、 山形1、福島1、埼玉8、千葉1、 東京49、神奈川12、山梨1、 長野1、岐阜1、静岡3、愛知3、 大阪10、鳥取1、山口2、愛媛1、 福岡20、熊本22、宮崎2、 鹿児島3、沖縄5	北海道2、宮城1、 東京22、神奈川5、 静岡2、愛知1、大阪1、 鳥取1、愛媛1、福岡19、 熊本5、
内、受任前調整中 10件	
東京1、神奈川1、熊本1、家裁外7	
内、受任不可・依頼取り下げ 150件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2020年9月1日～2020年11月30日)

- 9/20 日本社会福祉士会ぱあとなあとの協議(第4回)
(Zoom)
- 9/25 日本社会福祉士会ぱあとなあとの打ち合わせ (Zoom)
- 10/26 2020年度第2回埼玉県クローバー登録者の集い (Zoom)
- 10/31 2020年度第3回神奈川県クローバー登録者の集い
(Zoom)
- 11/4 日本社会福祉士会ぱあとなあとの協議(第5回) (Zoom)
- 11/10 成年後見事業にかかる一般社団法人沖縄県精神保健福祉
士協会へのインタビュー (Zoom)
- 11/16 宇都宮家庭裁判所訪問(野口悦紀他/クローバー登録者
他)

クローバー運営委員の紹介 その17 関原 育美さん



皆様、初めまして。
今期からクローバー運営委員を務めさせて頂くことになりました。委員としても成年後見人としても未熟で、今は委員会の情報量の多さにただただ翻弄されています。職場は東京都練馬区の就労継続支援B型事業所です。

その前は同じ区内の精神科病院に勤務しておりました。また一般社団法人東京精神保健福祉士協会の理事も15年程務めています。気が付くと既に30年近くこの業界にいることになります。

私が成年後見人の方と仕事をしたのは病院勤務をしていた時です。もう20年以上前になります。財産の管理をしていた司法書士の方がご本人から連絡を受けては来院し、ご本人の要望に耳を傾け懸命に説明をされていました。本当に親身に関わっていらっしゃいましたが、被後見人の要望と現実とのギャップに対峙する事も多く、後見人は厳しい役割を求められるのだなと感じました。しかし異動したデイケアでも転職した事業所でも「親が亡くなったら今の家で暮らせるのだろうか」「子供の生活費を親の代わりに管理してくれる人はいますか」等の不安を利用者や親御さんから何度も伺い、自分の知識不足を補うために認定成年後見人養成研修を受けクローバーに登録。今は仕事や家族の介護の合い間を縫って1件だけ後見業務を受任しています。

以前の私のように成年後見制度の重要性を理解していながら一歩踏み出せない精神保健福祉士が数多くいると思います。現場経験の豊かな人材が成年後見の現場で求められている事をぜひ知ってもらいたい。そして仲間が増えたらいいなと初心者の方の委員として夢見ています。

皆様、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

編集後記

前回の編集後記でも少し触れましたが、新たな研鑽方法の一つとして、Webによる講義が開催されるようになりました。紙面でもご報告いただきましたが、先月、第1回「ソーシャルワークと成年後見制度」に関する動画配信を開催いたしました。第2回は来年1月に開催いたします(申込受付終了)。

コロナ禍・・・12月に入り、感染が拡大しています。まだまだ先の見えない今日この頃です。コロナが落ち着き、顔を合わせた研修が早く出来ることを願うばかりです。(岡田 昌大)